

令和元年度

東京都多重債務問題対策協議会生活再建部会

令和2年1月17日（金）

東京都庁第一本庁舎42階 特別会議室B

午後1時59分開会

○渡部委員 お待たせいたしました。ただいまから、「令和元年度東京都多重債務問題対策協議会 生活再建部会」を開催いたします。

初めに、当部会の部会長である東京都福祉保健局生活福祉部長の坂本より一言御挨拶申し上げます。

○坂本部会長 生活福祉部長の坂本でございます。

委員の皆様方には年始の大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから東京都の福祉保健医療行政に御協力、御理解いただきまして、ありがとうございます。

本日、生活再建部会ということで、各相談窓口の皆様や関係機関の皆様との連携など、いわゆる多重債務での経済的な困難を抱える方への生活再建について御協議いただく場として御参加いただいているところでございます。

本日の議題でございますが、多重債務者の生活再建事業として、御案内のように相談と貸し付けのセットということで平成19年度から開始した事業でございますが、相談件数でございますが、平成26年度の1,005件をピークといたしまして、このところ大体900件前後ぐらいの御相談件数をいただいているところでございます。本年度につきましては、今のところ11月末時点で前年同期比プラス8.1%ということで若干伸びているような状況でございますが、最終的には1,000件以内程度かなと私どもとしては読んでいるところでございます。相談内容については、これまで同様、生活費の不足でございますとか返済額の軽減、税金・公共料金の滞納など、こういった経済的な問題が40%以上を占めているところでございまして、昨今、ギャンブル依存も含めて新たな依存症の категория ができているようなところでございます。こういった多様な課題を抱えている御家庭がふえているところでございます。

まず生活を再建していただくためには、債務の整理というのが法的にも必要になってくるところでございますが、いわゆる経済的な債務の整理だけではなくて、依存症を含めた心の問題など、こういった複合的な問題を全て個別に解決していかないと、なかなか生活再建が至らないというような状況になってきているのが昨今の状況でございます。

生活困窮者自立支援法というのも制定されまして数年たつわけでございますが、昨今の改正によりまして、家計相談支援事業についても努力義務ということになりまして、そういったものの解決を含めて、総合的な相談が必要な状況になっているところでございます。国のほうもこういった状況を踏まえて改正の上、家計改善支援事業という形に変わってきておりますが、今後

もさまざまな多岐にわたる問題が出てきておりますし、また昨今ですと、私のところに今年度から所管になりましたのがいわゆるひきこもりの問題でございまして、ひきこもりの背景そのものも多岐にわたっているところがございますので、やはり社会的な課題というものが今後、どのように推移していくかというのも非常に不透明な状況になってきていると思っております、私どもとしては、こういった課題について一つずつ丁寧に対応していきたいと考えているところでございます。

皆様におかれましても、ぜひ引き続き、私どもの施策に御理解、御協力いただきながら、厳しい御意見を含めていただければなというところでございます。

本日はちょっと長い時間でございますが、これから1時間半程度でございます。よろしくお願いいたします。

以上で私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○渡部委員 改めまして、私、事務局をさせていただいております生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。着座にて説明させていただきたいと思っております。

前回会議から委員の変更がありましたので、新しく委員になられました方を御紹介させていただきます。

東京弁護士会の宮村委員でございます。

第二東京弁護士会の寺谷委員でございます。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、海老名委員でございます。

足立区の早崎委員でございます。

また、東京都の人事異動により、都側の委員の変更もございますが、紹介はお配りしております委員名簿にてかえさせていただきます。

本日の出席状況ですが、亀井委員、富山委員、新倉委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、坂田委員につきましては、代理で加藤課長代理に出席をいただいております。

次に、お手元の資料について確認させていただきます。

まず、次第、委員名簿、座席表。

資料1が「多重債務者生活再生事業の実施状況について」、A3、2枚です。

資料2-1が「生活困窮者自立支援法の概要」でございます。

資料2-2が「多重債務者生活再生事業による区市への支援について」、A4、2枚でございます。

資料3が、東京都における自殺総合対策の資料、A4の7枚ございます。

資料4が「令和元年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」、A3、1枚になっております。

また、参考資料として、リーフレットが2枚、チラシが1枚、机上に配付させていただいております。

以上でございますが、資料の不足等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これからの進行を坂本部長にお願いします。

○坂本部長 それでは、早速でございますが、議事のほうに入らせていただければと思います。お手元の生活再建部会の次第の議題に従いまして、進めさせていただければと思います。まず、議題1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」でございます。渡部より御説明いたします。

○渡部委員 それでは、資料1の「多重債務者生活再生事業の実施状況について」を御説明いたします。多重債務者生活再生事業は、東京都生活再生相談窓口を設けまして、生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重債務で生活困難な状況にある方に対し、生活相談や家計診断を実施し、弁護士による法的アドバイスや専門機関への橋渡し、同行支援などとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより多重債務の解決を図り、生活の再生を支援することを目的とした事業でございます。

東京都社会福祉協議会が東京都の補助を受けまして基金を設置、運用し、一般社団法人生活サポート基金が生活相談を行い、中央労働金庫が貸し付けを実施しております。

「1 事業実績」でございますが、本事業実績及び推移につきましては、横長の表となっておりますが、生活サポート基金に寄せられる新規相談件数は累計で9,890件、制度発足以降増加し、26年度の1,005件をピークに、29年度には867件まで減少しましたが、今年度は11月末時点で706件、前年度同期比で8.1%の増となっております。また、債務整理中や債務整理後の生活再生資金の貸付実績は累計で252件、貸付金額としては4億5295万円となっており、1件当たりの平均貸付金額は約180万円となっております。25年度以降、29年度までは減少傾向で、30年度は増加しましたが、今年度は11月末時点で2件、貸付金額としては580万円となり、融資希望の相談が減ったということもありますが、前年度同期比でそれぞれ77.8%減、54.7%減となっております。

次に、元年度の実績でございますが、①の相談窓口に至るアクセス経路では、区市町村からの紹介が最も多く、令和元年度は38%を占めており、次いでホームページが21%となっております。

ます。なお、その他につきましては、フードバンクや生協からのアクセスなどが増加した結果、30年度及びそれ以前と比べて大きく増加をしております。

②の相談内容でございますが、これは複数回答となっております。最も多い生活費の不足につきましては、29年度に減少しましたが、それ以降増加傾向にあり、元年度では56%となっております。

一方、同じく29年度に減少した融資希望、税金、公共料金滞納は、30年度に増加したものの、元年度では再度減少する形となっております。また、病気が増加傾向にありまして、依存症等の精神的な問題など、病気を抱える相談者が全体の4分の1を占めております。生活費の不足につきましては、こちらの資料には記載しておりませんが、数年前よりその補填のために銀行カードローンを使う人が増加をしている状況にあります。

③の相談者の職業別ですが、正規雇用、非正規雇用ともに、例年30%程度で推移しております。元年度においては、無職の割合が増加しており、17%を占めております。

④の債務残高ですが、債務が200万円以下の方が例年40%前後で推移しておりましたが、元年度につきましては46%と約半数に増加しており、中でも債務なしと1～100万円の割合が大きくなっております。その一方で、住宅ローンを抱えているなどにより1000万円を越える方も13%程度おります。また、相談者1人当たり平均額はおおむね700万円台で推移しておりましたが、200万円以下の割合の増加の影響もございまして、元年度の平均額は669万円と減少しております。年度推移を見ますと、例年30万円程度ずつ減少傾向にあります。

しかし、こちらの資料に記載しておりませんが、消費者金融や銀行からの借り入れといった金融債務の平均額につきましては増加傾向にありまして、30年11月末に平均393万円であったのが、今年度11月末には平均422万円となっております。

⑤の年収でございますが、ここ数年減少傾向にあった無収入が元年度において増加に転じ、19%となっております。収入はあるが年収300万円以下の方が例年のとおり約半数を占めております。

⑥の他機関への紹介では、相談の結果、他の関係機関につないだ状況で、複数回答にはなりませんが、件数全体では増加傾向にあります。そのうち元年度では、フードバンクが最も多く43%を占めております。これは生活にお困りの方を食糧支援団体に紹介しているものですが、食費を削減することで生活の立て直しを図る、緊急に支援を要するといった方が多くなっていることから、紹介の機会がふえております。これにつきましては、先ほど述べましたとおり、無職、無収入の相談者の増加も一因であると考えております。その他も2割程度となっておりますが、精神

的な問題を抱えた方を保健所や精神保健センターに紹介するといった例が挙げられます。

1枚おめくりいただきまして、次に「2 令和元年度の主な取組」となっております。

①の関係機関との連携ですが、(1)関係機関の紹介・連携支援では、相談者の状況に応じて弁護士会や司法書士会・法テラス・日本クレジットカウンセリング協会・区市町村などの関係機関を紹介し、連携しながら相談者の生活再生に向けた支援を実施しております。

(2)関係機関への出張相談・同行支援では、交通費がない等、生活再生相談窓口を訪れることが困難な場合などには、相談者の身近な区市町村役所等を利用した出張相談や、みずから相談機関を訪れることに不安を抱えている相談者、うまく話を伝えられない相談者に対しては、関係機関への同行支援も実施しております。

(3)関係機関職員に対する研修では、税金や年金の滞納者など、債務を抱える方と接する機会が多い窓口の職員を対象に、多重債務に関する基礎知識の習得、相談への対応力向上を目的とした研修を実施しております。

詳細は資料4-1で後ほど説明をさせていただきます。

(4)生活困窮者自立支援窓口と連携した支援につきましても実施しておりますが、詳細は資料2-1と2-2で御説明をさせていただきます。

右側の上の②事業の周知・広報ですが、広報東京都、月刊福祉保健1月号への掲載や、ホームページによる周知、東京都福祉保健局ツイッターでのツイートを実施するほか、東京都消費生活総合センターが主催する「多重債務110番」への参加や、産業労働局が主催します「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」での事業紹介、「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」への参加など、周知・広報に努めております。

その下の③こころの問題を抱えていた相談者への対応力向上では、買い物やギャンブル依存症の方など、債務に加えて精神的な課題を抱えた方々の相談に的確に対応できるよう、多重債務者にかかわる各相談窓口の方に向けた事例検討会や研修を実施しております。

説明は以上です。

○坂本部会長 それでは、1項目ずつ進めさせていただければと思いますが、御質問がございましたら、また最後の意見交換の場でも御発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今の議題1につきまして、何か御意見のある方は挙手をお願いできますでしょうか。

○大塚委員 東京労福協の大塚と申しますが、都内の今のフードバンクをやっている団体の数を教えていただければと思います。



○渡部委員 今、フードバンクの活動団体数というのは正確には把握をしていないのですが、都内に十数団体ございます。こちらのほうで利用させていただいているのは、セカンドハーベスト・ジャパンに紹介をさせていただいております。

○大塚委員 ありがとうございます。

○坂本部長 ほかにかがでしょうか。

では、どうぞ。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。

質問とかではなくて、去年の11月ごろですか、全国交流会、それから今年1月12日も大阪で役員さんだけの被害者の会の集まりをやったのですが、そういう中で強く感じたのは、やはり皆さんがこういう体制で本当に親身になって相談いただいているというのが、よその都道府県よりずっと進んでいるなというのを感じて帰ってきています。今後とも引き続きまたよろしくお願いしますということを申し上げさせてください。どうもありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

ほかにか何か御質問、御意見等がございましたらば。

また最後一括で御発言の機会を用意してございますので、それでは、続きまして、議題2のほうに進めさせていただければと思います。議題2「生活困窮者自立支援法との連携について」ということをございまして、同じく渡部から御説明いたします。

○渡部委員 それでは、資料2-1の「生活困窮者自立支援法の概要」をごらんください。生活困窮者自立支援法につきましては、27年4月に施行されてから4年目の平成30年10月より、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化などを柱とする改正法が施行されておりますが、実施主体となる福祉事務所設置自治体の区市等が必須事業の自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給のほか、任意事業といたしまして、③、④、⑤、⑥の事業、特に家計改善支援事業などを組み合わせ、多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、生活困窮者の自立を促進するものです。

全区市に自立相談支援の窓口が置かれておりますが、30年度の新規相談件数、こちらのほうは資料に記載がございませんけれども、2万9244件、今年度は10月末までで1万8467件、全年同時期と比べて約10%の増となっております。本事業との連携が深いのが家計改善支援事業となりますが、家計改善支援事業の都内の実施状況は元年度は38区市で実施しております。また、法に基づく相談件数は今年度は10月末までに1,047件となりますが、前年度同期比で32%ほどの増となっております。都は全ての区市で家計改善支援事業に取り組んでいた

だけよう、また、質の高い支援が提供されるよう、多重債務者再生事業を活用し、区市への支援を行っております。

具体的な区市への支援体制につきましては、1枚おめくりいただきまして、資料2-2「東京都生活再生窓口による区市等への支援について」で御説明をさせていただきます。

都は、生活再生相談窓口をスーパーバイズ機能として位置づけ、区市への支援を行っております。具体的には下のフロー図のとおりになりますが、まず①のところ、区市は、相談に対し、支援の方策に迷った場合、生活再生相談窓口へ支援を依頼します。それに対して生活再生相談窓口は、右側の②のところになりますが、スーパーバイズとして区市ができる支援や関係機関との連携における役割分担に関する助言、問題解決に向けた道筋の提案、さらには弁護士支援・都融資等専門相談などの実施を通じて、関係機関も含めた一体的な支援体制の構築を図っております。こうした支援体制の実施により、区市の中での相談者本人、家庭への継続的な支援の充実、区市の関係機関の連携促進、区市の困窮者窓口相談員のスキル向上、さらには問題に対する迅速かつ適切な解決方法の提示ができるノウハウの蓄積が効果として見込まれます。

次のページをおめくりください。元年度の連携実績になりますが、生活再生相談窓口の11月末までの総相談件数は、表の右下の706件になりますが、そのうち区市等相談窓口経由は172件となっております。これらの取り組みにより、身近な区市で多重債務を抱えた方の相談を受けられる体制を整備しております。

次に「3 連携事例」でございますが、多重債務者生活再生支援事業と区市の自立相談支援機関との連携事例を2事例掲載しております。事例①は、過去の失業により住宅ローンの延滞等、債務があり、家計の状況から自宅売却が必要になるも、売却するまでの間の生活費もない状況で、自立相談窓口から生活再生窓口へつながり、生活サポート基金の不動産売却前提の不動産担保融資と自立による定期的な家計相談により債務を解消し、生活の立て直しを図ることができた事例でございます。

右側の事例②でございますが、再生窓口が自立相談支援機関からの依頼で、相談者の自宅近くの地域包括支援センターへ出張相談を行い、生活再生相談窓口の助言や自立における就労支援、定期的な面談等により生活の安定化を図れた事例でございます。

詳細は後ほど御参照いただければと思います。

説明は以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

議題2でございますが、生活困窮者自立支援法との連携ということでございます。今の中身に



つきまして、何か御質問、御意見等がございましたらば、お願いできればと思いますが、本日は足立区さん、八王子市さんから実際に運営されているお二人に御参加いただいておりますが、いかがでしょうか。

○早崎委員 今、部会長から振られました、足立区の生活困窮窓口を担当しています、ちょっと名前は聞きなれないかもしれませんが、くらしとしごとの相談センターという名称で生活困窮者自立支援法を担当させていただいております。

私どもは27年から法が改正されて、法ができて、今大体5年目という形になります。先ほども相談の件数等々いろいろお話がありましたけれども、私どもの区でも、昨年度は3,179件という相談が全体だったのですけれども、今、その相談状況が20%増しぐらいの勢いで、今回、ひよっとすると4,000件を超えるのではないかなぐらいのところで、結構いろいろな相談がふえております。

先ほど部会長からあった話の中でも、ひきこもりというキーワード、8050、7040という言葉も皆さんお聞きになったことがあるかもしれませんけれども、ことし、足立区のほうでもそういった部局、東京都さんのほうでも青少年・治安対策本部から今は福祉部局のほうに移っているところなのですけれども、足立区のほうも以前は産業経済部でやっていたところ、昨年度から福祉部のくらしとしごとの相談センターというところで担当させていただいております。

こういった問題もさまざま多岐、多様にわたっている現状かと思いますので、御報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○一杉委員 こんにちは。八王子市の生活自立支援課長の一杉と申します。よろしく願いします。

八王子でも相談件数がどんどん上っている状況でして、その中でも今、足立区さんからもお話がありました8050の問題と、あとはやはり家計改善の相談がとともふえています。その2つもかなり密接につながっているものが多くありまして、おうちがあってローンがあるのだけれども、高齢者の両親と働いていないお子さんというような状況で、東京都の生活再生相談窓口さんにも何件もこちらはお世話になっている状況で、大変助けていただいております。今後ともよろしく願いいたします。

○坂本部会長 ありがとうございます。

今の御発言も含めまして、何か御意見、御質問等がございましたらば、お願いしたいのですか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また最後に一括でお受けいたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題3のほうに進ませていただければと思います。「都の自殺対策への取組について」でございます。報告につきましては、福祉保健局保健政策部健康推進事業調整の宮川担当課長より申し上げます。

○宮川オブザーバー 保健政策部の宮川と申します。座って説明させていただきます。

私からは、東京都の自殺対策の取組みについて、資料等に基づきまして簡単に説明させていただきます。資料につきましては、資料3をごらんいただければと思います。

資料3の1枚目でございますが、東京都の自殺の現状について、資料が記載されているところでございます。上のほうの資料が東京都の自殺者数の推移ということでございまして、平成23年度をピークに減少傾向でありますけれども、依然として2,000人程度の方が自殺しているということでございます。また、平成30年は、ずっと下がってきたところではあったのですが、若干ふえてしまったということではありますが、一方、本日警察庁が発表した自殺統計の資料を見ますと、令和元年の自殺者数はまた減ったという統計も出ているところでございます。

下のほうは全国の自殺者数の推移ということでございますので、また後ほどごらんいただければと思います。

1枚めくっていただきますと、自殺死亡率の推移でございます。自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数を示しているものでございまして、こちらにつきましても東京都が四角で囲ってあるところでございまして、平成23年をピークに減ってきているところでございまして、平成30年は15.2となっているところでございます。

平成30年、2,211人の自殺者数がありますが、男女の内訳で見ますと、男性が1,483人、女性が728人となっております。世代別で見ますと、40代、50代のあたりが390人前後ということで、数としては一番多くなっているところでございます。

以降は自殺の原因動機というものが記載されているところでございますが、こちらは遺書など自殺を裏づける資料より、推定できる原因を自殺者1人につき3つまで計上しておりますので、この自殺者数と原因動機の数は一貫しないということ、それから、自殺につきましては多様かつ複合的な原因で連鎖して発生しますので、自殺の原因を単純化することはできないという前提で、こちらの資料をごらんいただければと思います。

原因そのもので言いますと、健康問題が937ということで一番多いところでございます。経済・生活問題は286ございまして、資料等によって多重債務と明らかに裏づけができたものが34件ありまして、主に40代、50代の男性が多いというのが、こちらの資料から読み解くことができるところでございます。

もう一枚めくっていただきますと、毎年9月と3月は自殺対策強化月間ということでキャンペーンを実施しているところでございますが、参考までに今年度、昨年9月に行った実施結果について資料を添付しております。先ほども話が出てきましたけれども、「多重債務110番」の取り組みもこの自殺キャンペーンの中での取り組みの一つとしてやらせていただいております。昨年は9月2日と3日に開催し、延べ186件の相談があったと聞いているところでございます。

続いて、資料をもう一枚めくっていただきますと、昨年の会議のときにも簡単に説明させていただきました、SNSを活用した自殺相談について、概要と事業の実施状況について説明させていただきます。

本日、「LINE相談を実施します」という紫色のチラシをつけているところでございますが、東京都におきましては、LINEを活用した自殺相談というものを本年度より本格的に実施しているところでございます。また、裏面を見ていただければと思うのですが、東京都が行っている3つのLINE相談業務を一つのアカウントといたしまして、入り口部分は一緒に行っているところでございます。私の部署で所管しているのが、この「生きるのがつらいと感じたら…」というLINE自殺相談でございます。毎日夕方5時から夜の10時まで相談を行っているところでございます。

そのほか「ネット・スマホで困ったら…」、それから、教育相談についても一つのアカウントで行っているところでございます。

本日、モデル事業で実施した30年度の実績と本年度の速報値の資料を添付しておりますが、傾向は大体同じでございますので、令和元年度の速報値のほうで簡単に傾向について説明させていただきます。

このLINE相談でございますけれども、日々5時から10時まで受け付けを行っているところでございますが、これまで4月から10月の間で延べ5,100件程度の相談を受け付けているところでございます。9月が強化月間ということで、時間も延長し、また、夏休みに入る前に学校等を通じてこのLINE相談についての告知をしているということもありまして、相談アクセス件数、対応件数ともに9月が非常に多く、なかなか対応率も上がらなかったというところがございます。

相談者の内訳が真ん中あたりに書いてありますけれども、事業を実施する前からの想定どおり、若年層、30代以下が相談者の79%を占めているということございまして、そのうちでも10代以下が44%と約半数を占めているところがございます。また、男女別で言いますと、女性の方が圧倒的に多く、10代の女性からの相談が非常に多かったというところがございます。

具体的にどういった相談を受けているのかということをごさいます、ちょうど（４）のところに相談内容が出ておりますが、精神症状、上から４つ目の家族問題、中ごろから下あたりの学校・進路、以上の３つが多い相談内容をごさいます、自殺そのものというよりは、若者が悩みを抱えたときにLINEを使って気軽に相談するということにおいては、一定の効果が出ているのではないかと考えているところでございます。

以上が「SNS自殺相談」の実施結果でございます。

最後に、東京都自殺総合対策計画について簡単に説明させていただきます。資料を１枚めくっていただきますと、東京都自殺総合対策計画の概要について記されているところでございます。２０１８年度、昨年度の６月に東京都自殺総合対策計画を策定いたしまして、現在こちらの計画に基づいて取り組みを行っているところでございます。左側の第２章の（５）に数値目標が書いてありますけれども、こちらの計画は平成２７年、２０１５年と比較して自殺者数を３０％以上減少させることを目標に掲げまして、東京都における施策を進めているところでございます。

東京都における施策は第６章に記載されているところでございますが、特に強化すべき施策というものが真ん中にあります重点施策となっております、広域的な普及啓発、２番目の相談体制の充実、こちらにつきましては、都内にあります各専門相談機関と連携した取り組みということが重要になってくるかと思しますので、多重債務に関する相談機関とも連携した取り組みということを重点施策の中で定めているところでございます。

また、生きる支援関連施策ということで下のほうに書いてありますが、こちらは、自殺対策に関しましてはさまざまな関係機関・団体と連携した取り組みが必要となっておりますので、その関連する施策について記載しているところでございます。

（２）は先ほども出てきましたけれども、さまざまな悩み・問題に対する相談支援の実施ということに関しましては、多重債務相談等法律関係機関との関連というものをこちらの中で定めております。また、関係機関の職員等を対象とした研修の中におきましては、多重債務問題に携わる職員に対しまして、自殺対策についても研修の中で触れるというような取り組みを行っているところでございます。

引き続き、多重債務問題と連携しながら自殺対策に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

私からの説明は以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして、何か御意見、御質問がございましたらば、お願ひいたし

ます。いかがでしょうか。

どうぞ。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。

L I N E相談についてお伺いしたいのですけれども、対応件数、対応率という数値は、対応した場合の件数、率だと思うのですけれども、対応できなかった、対応しなかった件数、割合というのは、具体的に例えばどういう選別で振り分けているのか、あるいはL I N Eに対して一切応答を、いわゆる既読スルーあるいは未読スルーという形での対応なのかどうかを教えていただきたいです。

○宮川オブザーバー 説明が不足しておりまして済みません。相談にアクセスした数字のうち、対応できたものを対応率という形で定めているところがございますが、ちょうどその上の1の(2)のところに相談体制と書いてありますけれども、相談員5名が実際には相談に対応していると。これはL I N E相談といっても、要は5人の相談員がいて、我々が友達とL I N Eするのと同じですね。L I N Eで相談が来たら、その相談員の方が相談内容を見て、いろいろ考えて、返しをしていくということがございますので、やはり時間が集中するとき、学校から帰ってきた時間とかですと、同じ時間に複数の方がアクセスしますので、この5人の相談員の方が対応し切れなかったものがありますので、対応率、対応できなかったものというのは実際にはアクセスはあったけれども、その後、相談に乗ってあげることができなかったものというふうになるということがございます。

○寺谷委員 それに関連して追加で1つですけれども、対応しなかった場合というのは、対応しない理由、あるいはその関連する返答、返事というものはした上で、対応しないということを伝えるのですか。

○宮川オブザーバー その後、返しますけれども、要はやりとりができなかったということです。結局、相談員がいますので、相談が来て、L I N Eが来ていけば返しますけれども、その後、もう一度相談が返ってこなかったものが、この対応できなかったものというところがございます。

○寺谷委員 わかりました。ありがとうございました。

○坂本部長 ありがとうございました。

ほかに何か。

○早崎委員 今の寺谷先生のところとちょっとかぶるのですけれども、L I N Eというのは、私どもも結構興味というか、そういうのは今後大事な展開だろうと思っている中で、L I N Eを入れました、それで未読だったのですかね。我々もいろいろ相談とか、メールとかでもあるのです

けれども、必ずそのメールに対しての回答というのはしていくことを心がけているというか、やっているのですけれども、LINEを入れました、未読のままです、それでいいということでしたっけ。ちょっとごめんなさい。私、意図が違えばあれなのですけれども、その相談者がLINEを入れたわけですね。LINEを入れて、今の説明だと、5人の相談員さんしかいらっしゃらないですよということなので、時間が集中すると見られないですよという、そこはわかるのですけれども、例えば翌日とか、その方の手があいたときにそのLINEをチェックして、そこにフォローするという意味ではないのですかという確認です。

○宮川オブザーバー 要は、時間内でありましたら、手があいている人がいて、既読になって、やりとりができるようであれば対応できますけれども、時間外に来たものについての返信とかそういうものはしていないので、当日受けたものが、またその翌日返信が来て、それをその後また対応しているかという質問ですよ。

○早崎委員 ごめんなさい。そうすると、LINEは受け取っていることになっていないのですか。東京都さんのLINEシステムだとLINEを受け取っていないという意味ですか。違いますか。私もイメージがわかっていないのかもしれないのですけれども、LINEは5回線しかなくて、相談を受け付ける人が5人しかいないから、そこでできなかったという話はわかるのです。でも、メールとかだと次の日とかに多分、区民の声とか都民の声をフォローしていくではないですか。そういったことのフォローではないというイメージですか。

要するに、相談をした方がLINEを入れました。それをこちらはキャッチして、要するに回線が塞がっているから、もう受け取れなかったというイメージなのでしょうか。

○宮川オブザーバー こちらのほうでキャッチはできておりますけれども、これはまた今後の課題なのかもしれないですが、時間中に対応できるもののみを返信しているところではあります。

○早崎委員 なるほど。例えばそうすると、メールだと翌日、職員が出てきて、そこに返しますね。都民の声をありがとうございました、区民の声をありがとうございましたと。そういうことのフォローができないというイメージですか。

○宮川オブザーバー 技術的にはやろうと思えばできるのですけれども、体制上、時間外に来たものなどについての返信はできていないというところです。

○早崎委員 わかりました。

○宮川オブザーバー 相談員5人が5時から10時の間に対応できるものは当然対応しておりますけれども、それ以上のものは今、現状、返信等はできていないというところがございます。それがまさにこの対応率というところであります。なので、対応できていないものがあるというところ



ころであります。

○早崎委員 ありがとうございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

24時間対応ではないので、結局、メールとLINEはシステムが似ていますが違うところもございます。メールの場合は来て24時間サーバーの中に入っていれば受け付けて、翌日返すことは可能だと思いますけれども、特にLINEの場合は即応性がある程度必要なところでございますので、そうすると5回線しかないというのは、今、申し上げたように、これが足りているのか、足りていないのかというのは、私どものこれからの検証の結果だと思うのですが、今のところ、正直、思ったよりもアクセス数が多いというのが、現状だと思います。ここは今年度の検証を踏まえて、また改善が必要な場合については、当然、今、御質問があった対応率というのが一つの指標であることは事実でありますし、また、これが下がり過ぎてしまうと、そもそもLINE相談自体がこれでいいのかという話は御指摘のとおりでございますので、そこはやはり状況を見ながらということ。

もう一つは、先ほども宮川からちらっと申し上げましたけれども、自殺対策そのものに対する対応かどうかという、意外とそうでもないようなLINEの相談が入っているというのも事実でございます。そのあたりの具体的な内容としての部分についても検証を加えないと、本当に必要な方に対してうまく対応できているかどうかというのが、一つの課題であり、あくまで自殺対策の一環としてのLINEというシステムを使ってやっていくという試行なのではございますけれども、結果としては、そこまで切迫性がないかなという方も含まれているという状況もございまして、これはまだ始まったばかりでございますので、試行錯誤を繰り返しながら、今の御指摘の点も踏まえた上で進めていきたいという状況でございます。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。

それでは、申しわけございませんが、よろしければ、次の議題のほうに移らせていただきまして、その他の事項でございます。「令和元年度多重債務問題に関する研修の実施結果について」を御説明させていただければと思います。渡部から説明いたします。

○渡部委員 それでは、資料4の「多重債務問題に関する研修の実施について」を御説明いたします。

この研修は、各種相談窓口の職員が日ごろから住民と接する中で多重債務者を早期に発見し、適切な専門相談につなげていけるよう、必要な情報提供とともに事例検討を通じて対応力の向上を図ることを目的として実施しております。

まず、新任職員向けと経験者向けに分けて実施しておりまして、新任向け研修は第1回を6月、第2回を11月に開催し、あわせて197名の方に御参加いただきました。経験者向けは第1回を6月に開催し、58名の方に御参加いただき、第2回は2月17日を予定しております。右上の研修内容といたしましては、新任職員向け研修では、弁護士の方から最近の多重債務問題とその解決方法を学ぶとともに、多重債務者生活再生事業、消費生活総合センター自殺対策事業といった東京都の取り組みにつきまして、情報提供を行いました。

下の経験者向けの研修では、弁護士の方から最近の多重債務問題の状況、法テラス東京から事業を紹介いただきまして、多重債務相談への対応では具体的事例から家計表を作成し、その改善策を検討いたしました。

下の受講者のアンケート結果でございますが、新任職員向け研修では、意見・感想のところになりますが、多重債務者には高所得者もいることや法的対応の流れ・メリットとデメリットがとてわかりやすかった。そうした御意見や、多重債務者の現状を知り、今後の滞納者への対応方法等見詰め直していきたいと思った。自殺総合対策においてLINE相談の導入など、世の中の状況に合わせて対応をすぐ行っている姿勢に刺激を受けたといった感想がございました。

右側の経験者向けの結果でございますが、多重債務者が微増傾向にあり、銀行の個人ローン問題や奨学金の滞納が容易になっていることがわかった。また、一番下の枠になりますが、今後の相談でも生かせるツールがあったなど、多重債務問題に関する理解を深め、法的整備など解決策を考える糸口を得たことがうかがえます。

今後、さまざまな機関の窓口で多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、連携の促進を期待して実施をしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に関しまして何か御質問、御意見等がございましたらば、お願いできればと思います。

では、どうぞ。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。

質問、意見というよりも、要望ということで聞いていただきたいと思いますのですけれども、私もカウンセラーの中で研修を希望する人が結構いるのですが、どうしても都合が合わなくてなかなか受けられないというのがございます。例えばなのすけれども、オンラインで研修をやるとか、そういったことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○清原オブザーバー 生活サポート基金の相談員の清原と申します。よろしくお願いします。

実際に経験者向けの相談の講師の一部をさせていただいているのですけれども、例えば私たちが担当している研修だとグループワークが中心で、それが非常に生の相談がわかるということでいつも好評いただいていますので、私たちが担当している研修に関しては、ちょっとオンラインは難しいかなと思います。

弁護士さんの講義ということであれば可能なのかもわかりませんが、どうでしょうか。

○渡部委員 そういったことも可能かどうか、講師の先生と御相談しながら、ちょっと検討していきたいと思います。

○杉山委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○坂本部長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問がございましたらば。

では、よろしければ、次の意見交換のほうで若干お時間をとらせていただければと思います。これまでの件も含めまして、多重債務問題に関しまして何か御意見ございましたらば、御発言いただければと思いますが、きょうは弁護士会のほうからも皆様いらっしゃっていますので、まずは先生方から一言ずつ御発言いただければと思います。

○宮村委員 東京弁護士会の宮村でございます。

現状の生活困窮ということで申しますと、東京弁護士会や第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の三弁護士会で共同して、生活困窮窓口の相談員さんとか担当者の方々向けの当弁護士会との連携ということで、一昨年に1度、意見交換会をやらせていただきまして、昨年は研修メインで研修を2つと意見交換会というものを実施させていただいて、多くの自治体の方々にはらしていただきまして、アンケートとかを拝見させていただくと、割とよかったというふうにいただいているかと思います。

今のところ、本年度も実施したいということで一応動いておりますので、またよろしくお願いします。

○釜谷委員 第一東京弁護士会の釜谷です。

弁護士が多重債務にかかわるというところでは、やはりどういった方針をとっていくかというところが重要になってくると思うのですけれども、弁護士がやるというと任意整理なのか、破産なのか、個人再生なのかというところで、相談者に応じた手続選択をしていくところなのですけれども、自分がやっている中で、最近やはり任意整理よりも破産を選択することが多くなってきているなというところが実感としてあります。

手元に東京地方裁判所の20部が事件統計数として出している事件数の資料があるので御説明させていただくと、全国の破産数、これは最高裁が出しているところでは、2003年、平成15年の25万件をピークに1万件ずつずつと下がってきていて、2014年ぐらいから全国的には7万件台で、東京地方裁判所のほうは管轄を以前は全国から受けていたところを近県3県も含めたり、それをもうやめて平成27年からは東京だけ、経済的なところを東京で持っていれば東京で管轄も認められていますけれども、大分そこら辺の管轄が厳しくなったので、平成27年が1万1000件、平成28年は9,496件、平成29年は9,801件、平成30年が9,888件で、大体最近は9,800件台で推移していて、令和元年も7月までで5,482件なので、特に破産の件数が以前からどんどん減っていくというよりも、今は大体同じぐらいの数字で推移しているのかなというところがあります。

日弁連のほうの多重債務の委員の方が分析されて、全国の破産件数から出された負債が100万円未満の破産者数なのですけれども、意外と100万円未満だと任意整理を選んでしまいがちなのですが、ただ、生活再建が必須の方においては相当低収入、このアンケートでも300万円台の収入の方が多いとありましたけれども、そういった方が100万円未満であったとしても任意整理でやるというのは生活再建としてはとても大変な状況の中で、100万円未満の破産件数も5,700件ぐらいは全国的にあるだろうと分析されていますので、弁護士としても、余り低額だから破産せずに任意整理という方針で生活再建を難しくさせないように、こういった収入の方で、こういった方針がいいのかということ、その時々のお相談者の状況を踏まえて検討していかないといけないなと思っていますところでは。

以上です。

○寺谷委員 第二東京弁護士会の寺谷です。

私、個人的なところで申し上げますと、私が引き受ける債務整理等の事件の多くの中では、精神的な問題を抱える方が相当数いらっしゃいまして、債務を抱える原因としてそのような面が少なからず影響しているだろうというのが感じているところです。我々とする、債務整理あるいは破産等の手続をとりますけれども、通常、弁護士がかかわる時期的な面申し上げますと、その段階までというのが往々にしてありまして、やはりその後の生活というところまではなかなか面倒を見切れないというか、手が回らないというところではあります。そういう場合ですと、本来、生活再生相談窓口の方から弁護士会へ相談を回していただくということを前提に、逆に弁護士会のほうからも相談窓口のほうへフィードバックするというような連携の手段、方法というのが恐らく必要なのではないかなと。

恐らく、弁護士としても、事件が終わればそこで終わりというような方が多数いらっしゃると思いますので、そういうところは弁護士のほうも、そのような再生相談窓口があると、ぜひとも弁護士自身もそれを利用、活用できればというふうに考えていければなと思いました。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、続いて、司法書士会の村上委員、何か一言お願いできますか。

○村上委員 では、東京司法書士会のほうからは、1つ告知をさせていただきたいと思います。3月が本日の会議でも話題となっておりました自殺対策の強化月間であるということもありまして、司法書士会では、月曜日の隔週に電話相談は毎月行っておるところでございますが、3月は水曜日と金曜日にも毎週面談相談を入れておりますので、何かあれば御活用いただければと思います。

もう一点は、先ほどのLINEのところでもとても気になったことがあって、それはLINEの場合、人数が足りないからというのは当然だと思いますし、それはそのとおりだと思うのですが、LINEだと、私もLINEをよくやっているのですが、既読か未読かとすぐ出ますよね。例えば向こうから来ました、こちらから返しました、返事がないからそれはアクセスできないという形をとるのだよという御説明があったと思うのですが、可能であれば、そういった案件について、最後にこちらから返したものについて既読になっているのか、未読になっているのか。やはり未読になっているほうが、ある意味、わからないだけに怖いのかなというふうに、ちょっとお話を聞いていて思った次第でありますので、そこら辺のところも御検討いただければと思います。

以上です。

○宮川オブザーバー 貴重な御意見をありがとうございます。

済みません。先ほど説明したときに体制のことばかり言ってしまって申しわけなかったところなのですが、いずれにせよ、先ほど部会長からも話が出ましたけれども、まだ試行段階ということでありますので、引き続き検証等をしながら、しっかり相談を対応していきたいと考えています。

一方、時間外に送られてきたメッセージなどがあるのですが、緊急性を感じられるものというのは余り多くはなかったりというようなところもあったりしますので、だからといって何もなくていいのかというわけでもないのですが、引き続き、効果的な対応というものはしっかり検証、検討していきたいと考えております。

○村上委員 お願いします。

○坂本部長 ありがとうございます。

引き続き、御意見のある方は挙手いただければ、どうぞ。

○海老名委員 被害者の会の海老名と申します。

被害者の会にも、確かに相談件数は少なくなっています。というのは、大体、被害者の人、僕もそうなのだけれども、昔、この体制ができるときには借金での債務だったのですね。それもサラ金だとかカード関係、闇金だとか、そういうことだったのですけれども、同時にやはり税金が払えないということで、それは多重債務とは言いませんけれども、そういう状況が流れの相談があったわけです。

最近、被害者の会のメンバーたちも高齢者になってきていますけれども、やはり住宅ローンなどを抱えて返済できないということで、地方の方も多くなっているような気がします。この前も鹿児島島のほうで住宅ローンの問題で新しく被害の会をつくったりもしています。

今、多重債務と言った場合、東京なんかの、僕らも世田谷なのですけれども、周りから聞こえてくるのは、やはり自分の息子たちが奨学資金をいっぱい借りて返せないというのはごろごろいるのです。それも結構多額なのですよね。そういう人たちに、宣伝している。皆さんも含めて多重債務ということで捉え、宣伝というか、相談に乗っていただいているのですけれども、当事者たちはまだまだ、確かに多重債務者という認識はないかもしれませんが、そういう意味ではかなり多いような気がします。また、こちらとしても、そういう点でも相談に乗り切れないでいるところです。

だから、いろいろな数字を説明していただいているのですけれども、実際は生活が困難というか、将来に対する不安、病気、そういう方が意外とふえて多くなっていますので、ぜひこの体制を、先ほど自殺の関係だとかも含めて総合的な対応を、本当に引き続きお願いしたいなということです。

○大塚委員 東京労福協の大塚でございます。

私ども、柱の取り組みとして、奨学金制度の改善と教育費負担軽減をやっております。これは今のお話にもありましたし、先ほど研修会の中でも、多重債務に至る一つの要因として奨学金があるということで、大学に入る際に高校の教師が家庭の状況を鑑みて、暗に奨学金に誘導していくということで、借りているうちはいいのですが、社会人になって既に何百万という負債を抱えながら会社生活を送らなければいけない。そのことが結果として足かせになって多重債務に陥っているという現状がある中で、私どもは国会を通じていろいろなところにアプローチをした結果、やや改善の方向にありまして、少しずつ前進はしております。最終的には教育費無償化というこ



とが最終目標になるのですけれども、そこまでに至る中で、現在返済をしていかなければいけない方たちが数多くいらっしゃいますので、この方たちの対応を今後どうしていくかということが一つ課題としてございます。

以上です。

○小林委員 東京都社会福祉協議会でございます。

最近の地域の中の課題という意味では、ひきこもりなどの我々のところにヘルプが発信されない、あるいはキャッチできないような問題に地域として取り組んでいくことが今、求められているところでございます。その受けとめる体制、あるいは断らない相談、総合的な相談ということが地域に求められている中では、地域にさまざまな関係機関とのネットワークをきちんとつくっていく、あるいは地域の中で相談を受けとめる体制の中での専門性の維持というものも必要になってくるという意味で、この生活再生事業の中で培われたノウハウ、そこも今後、やはりずっと共有化していけるような体制が必要だと思っております。

○鷺頭委員 東京都民生児童委員連合会の鷺頭と申します。渋谷区在住です。

皆さんの資料の中の2-2の次のページをごらんください。事例②というところなのですが、私の専門分野で、この事例なのですが、御両親が年老いておりますので、この問題はもう少し早くキャッチできたと思います。というのは、私の区では、70歳を過ぎますと私のほうへリストが参りまして、毎年調査いたします。包括支援センターにはもうその旨の、どのぐらいのぐあいかないの全部を全部キャッチしますので、この30歳の方の問題はもう少し早く片づいたかなと思います。

以上です。

○坂本部長 ありがとうございます。

では、杉山委員、何かございましたら一言お願いできればと思います。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会でございます。私のほうからは、データのなところだけをコメントさせていただきます。

私どもは、基本的にはまず電話で相談を受けて、それから必要なものについては面接相談をするということをやっております。電話相談、それから面接相談の数なのですが、2019年度の4月から12月まで9カ月間の実績を見ましたところ、2018年度、昨年度の同期と比べていずれの指標も減少しているということがございました（全国及び東京都）。原因については今、分析中でございますけれども、事実としてそのようなことがあるということをお伝えしておきます。

以上でございます。

○早崎委員 足立区の早崎でございます。

今、皆様からいろいろな御意見等々を聞いている中で、小林委員から、本当に地域のネットワークづくり、驚頭委員もそうなのですけれども、非常に大切だなと思ったところです。私たちのほうでも、足立区では、例えばライフラインの事業者連絡会というのを定期的に年に3回ほどやっております、これは国のほうでも今後強化していくべきと。昨年度、生活困窮者自立支援法が一部改正されまして、そういった支援会議の中でいろいろと情報共有できる仕組みというのをやっていくべきでしょうという話もありますので、足立区では今、そういったことを進めております。

また、弁護士の皆様には、私たちは総合相談会というのを定期的にやらせていただいております、これは例えば衛生面、保健師さんや弁護士の先生に来ていただいたり、また、自殺対策のNPOの方に来ていただいたりということで、年に5回、千住地域のほうで芸術センターというところがあるのですけれども、そこで一律にワンストップで受けられるようなことをやっております。今後も区民の皆様、都民の皆様に喜ばれるような施策展開をしていきたいと思っております。御協力よろしくお願いします。

○一杉委員 改めまして、八王子市で生活困窮者の自立相談を行っております。

先ほど弁護士さんのほうからお話がありましたが、私どもでもすごく感じているのは、精神的な疾患を持っている方からの相談が多くて、いろいろ対応に苦慮することもあるのですが、保健所や病院とかいろいろな団体さんや関連所管と連携して対応しています。

その関連にもなりますが、八王子でも昨年度は自殺対策の計画を保健所がつくる上では、私どももですし、高齢者や子供やいろいろな所管が参加してつくりまして、全庁的に取り組んでいこうというような状況です。本当にここにいらっしゃる皆様もですし、地域のさまざまな人の連携がないと困窮者自立相談支援制度は成り立たないようなところもありますので、今後ともよろしく願いいたします。

○田野委員 瑞穂町の福祉課長の田野と申します。お世話になっております。

瑞穂町のほうは、私ども福祉課といたしましては主に障害の関係ですとか生活保護。町でするので、西多摩福祉事務所というところで東京都さんにいろいろとお世話になってございます。そういった中で、この多重債務問題というのは、まず多重債務そのものを解決する問題と、あとは多重債務にならないような、先ほどからいろいろお話が出ていると思うのですが、なる前にといったところも大事なところかなと考えておりまして、特に瑞穂町につきましては、令和元年10月

1日から東京都さんのお力をいただきまして成年後見の制度のセンターを開くことができました。

また、先ほどから出ている発達的な障害の関係で、今、うちのほうも専門職を2名入れて、子供だけではないのですね。大人の方の発達障害という方が結構多くて、また、私は今、48なのですが、ちょうど40代、50代の方というのは子供のころ、そういう発達障害というのが余り騒がれていなくて、そのままの状態です。今、大人になってきていると。気がつくと、そういう方たちがそのまま普通の状態で生活をしています。ふたをあけてみますと、専門の医師とか担当医、ケースワーカーさんのところにつなぐと、実は障害者のいわゆる愛の手帳が取得できる方であったり、経済的なところで、手帳を取得することによって福祉のサービスとか手当をいただけるのです。そういったところも今、発掘したり、探しているところでもございます。

それが直接の原因かどうかわかりませんが、そういったところから精神的なところとか発達的な障害で、また、最近、瑞穂でも何件かあるのですけれども、経済的な虐待というのがございまして、家族が障害者を抱えているのですけれども、障害者のお子さんとか、障害者の年金を家族が渡さないで使ってしまうとか、そういったところも今踏み込んで、経済的虐待にも手を入れているところでございます。

先ほどフードドライブ等のお話もあったと思うのですが、特に瑞穂町でも、こちらでも東京都さんにお世話になっているのですが、補助金を活用したところで2年前から子供食堂をボランティア団体さんが立ち上げてまして、フードドライブもしくはフードバンク、いろいろあるかと思うのですが、そういったところも活用しながら、生活困窮者のほうも少しずつ手を入れている現状です。

あと、東京都さんを初め、他市町村さんもしくは社会福祉協議会さんですとか弁護士会の方、司法書士の方にもいろいろとお世話になっていまして、御協力を願えればと思っております。

また、民生委員児童委員様の御活躍というのは非常に大きくて、地域のつながり、特に高齢者ですとか、日ごろから見守りをしていただいております。また、その中でうちのほうでも、再犯防止といったところで、保護司さんのほうで、若い方でも再犯的なところで多重債務といったところが絡んでくることもありますので、保護司さんや民生委員さんとも連携を図ってやっているところでございます。

最後になりましたが、先ほどのLINEのお話なのですが、私は個人的にはすごくいいことをやっただいているなと思っております。先ほどちょっと私も登録してみたのですが、何もしないで5分たつと戻ってくるのです。すごいなと思って、黙っているとちゃんと戻ってくるのだなと思って、大したものだなと思いました。

あと、10時過ぎから5時までの時間というのは、通常我々も、行政職員もそうですけれども、勤務以外の時間ですから、それは仕方ないと私も思うのです。ただ、問題は、先ほども言われたように、来たものに対してどんな案件があったのかというところで、大きな問題はなかったということなのですが、何らかの形で翌朝の業務時間で返信ができたらいいのではないかなと思います。頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

以上です。長くなりまして済みません。

○坂本部長 ありがとうございます。

都のほうの出席委員の皆様から何か一言あれば、よろしいですか。

全体を通じまして、何か御発言がございましたらば、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

多重債務に関しましては、このところいろいろな案件で、前回も中の打ち合わせで、キャッシュレスの進行に伴って新しい課題が出てきているなというのがあって、また別の次元になっているなというところもありました。これは清原さんから御説明いただいたほうがいいと思うのですが、この間、給料の差し押さえの案件とかがございましたね。給料を債権として差し押さえてという案件があって、では、その辺を御説明いただければ。

○清原オブザーバー ファクタリングによる相談というのがこのところ新しく何件か入ったので御紹介いたします。請負の方や、給料での方で何件かあったのですけれども、入るはずのお給料や請負のお金を、ファクタリングでお金を貸すという事業者からお金を事前に借りて、それを給料のときに返すということで、生活がとても回らないという相談がことし初めて何件か続けて入りました。

それぞれ解決策は、その方の収入や生活の中で、ファクタリングをなぜせざるを得なかったかについて、ギャンブルが裏にあったり、生活苦だったり、いろいろあり対応はしているのですが、うちにいつも当番で来ていらっしゃる弁護士さんからは、給料債権のファクタリングというのはちょっと闇金に近い形態でもあるので、今後しっかりと相談の中で一つ一つ契約書なども確認して対応していきましょうということで、いろいろ御指導もいただいているところです。

例えば来月の給料日に60万円入ってくるので、その60万円の給料に対して50万円貸してもらい、給料日に60万円返さなければならないという事例がありました。金利にすると闇金そのものの金利になっていました。収入がすごく高い方なので、それを何回か繰り返せば3カ月後ぐらいには、生活費を3分の1に圧縮すれば、もうあなたはファクタリングは使わなくていいですよ、と終わるはずなのですが、原因がギャンブル依存だったりしますので、それもまた治ら

なかったりということで、新たな多重債務問題が出てきたということで、この間も事例検討会の中で検討させていただきました。

○坂本部部长 突然振りまして、済みません。やはりこのところ新しい事例が少しふえてきているかなというのが、キャッシュレス化の推進に伴ってということもありますし、中でもこの間ちょっと印象的だったのは、例えばカードクレジットの感覚の問題として、限度額が自分の収入だというふうに、実際の現金でやっていた給料の時代と違って、口座の数字だけになってしまっているというのが今の時代で、なおかつそれが進んでいくと、今度はクレジットとの境界線がなくなっているのかなと。そうすると、例えば50万なら50万という自分の貸付限度額自体が自分で使えるお金だというふうに勘違いして、気がついたら多重債務になっているというような事例も目立ってきているという話もあります。

社会全体の経済の状況が今後どうなっていくのかということのも、私どもとしても十分注視しながら、また連携して、皆様の御意見をいただきながらこの事業を進めていきたいと思っていますので、ぜひ御協力いただければと思っております。

何か最後に御発言がございましたら、どうぞ。

○海老名委員 被害者の会の海老名です。

カードの問題なのですけれども、先ほど先生たちからも、既に過去の被害者は自己破産だとかになっている方が多いのですよ。そうするとカードはつくれなくなるのですよ。特に消費税の弱者対策なんかでそういう弱者対策ということを行っているのですけれども、それはそれとして、実際にはカードを使えないから恩恵も何もないという問題。これはここでの議論ではないのですけれども、そういうのも被害者の会でちょっと話題になっているということだけは御紹介させていただきます。

以上です。

○坂本部部长 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。そろそろお時間になってまいりましたので、ほかに何かございませんでしたら、本日の議事は以上で終了させていただければと思います。

本日の会議内容でございますが、1月29日に開催されます当部会の親会でございます東京都多重債務問題対策協議会のほうへ報告させていただければと思います。

事務局のほうから何かありますか。よろしいですか。

それでは、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日の会議はこ

れにて終了させていただければと思います。本日はどうもありがとうございました。

回収資料につきましては、机上にそのまま置いていただければと思います。よろしくお願  
いいたします。ありがとうございました。

午後 3 時 27 分閉会